

工事に係る土壌汚染対策法（土対法）手続きをご存じですか？

形質変更範囲が 3,000m² 以上の工事は、形質変更に着手する 30 日前までに土対法に基づく形質変更届出が必要です。（原則全国一律、規則第 25 条に除外規定あり）

※罰則規定あり。（届出をせず、又は虚偽の届出をした者、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金。）

○ご心配な方には、過去の航空写真等より、汚染のおそれを簡易判定（無料）し、課題・シナリオをご提案します。

※図面を提供頂けましたら、その翌日～1 週間程度で回答します。なお、簡易判定は「調査命令」の有無を確定できるものではありません。

届出後、「調査命令」が出た場合には、土壌汚染状況調査が必要になります。

届出前に、予め土対法に準じた方法で土壌汚染状況調査を行うこともできます。

※届出前に地歴調査のみを実施し、その結果を受けて事業の実施の判断、計画の変更を行うことができます。

○まずは、地歴調査（汚染のおそれの把握、調査計画）をしっかりと行う事が重要です。

・地歴調査（汚染のおそれの把握、調査計画）は、調査機関の力量により大きな差が出ます。後段の試料採取等調査の費用やその後の汚染除去対策工事費に大きく関わります。

当協会は、最適で無駄のない調査計画を立案します。

○地歴調査の結果を踏まえ、試料採取等調査を実施し、汚染の有無を確認します。

・当協会は、環境計量証明事業所でもあり、秘密厳守はもちろんの事、迅速かつ臨機応変な分析、報告を行います。

汚染が確認された場合、健康リスク回避又は汚染土を拡散しない対策が求められます。

○汚染除去等計画又は形質変更届出（施工計画）を策定します。

・当協会は施主様及び施工業者様と協議し、最適で無駄のない汚染除去等計画等を立案します。

○対策工事中は現場管理を行い、終了時には工事終了書類等を作成します。

・当協会は、法や計画等に基づき、工事中の現場管理（施工管理）を実施しています。

・当協会が必要な規定などを説明しますので、施工業者様は土対法に係る特別な知識は必要ありません。例えば地元の施工業者様でも可能です。※複数実績有（別紙、実績参照）

当協会は、経験豊かなスタッフが届出書類の作成から調査・分析、汚染が確認された場合には汚染除去等計画又は形質変更届の立案、工事中の現場管理、工事終了書類の作成まで、ワンストップで対応します。

まずは、ご相談ください。



一般財団法人

九州環境管理協会

〒813-0004 福岡市東区松香台 1-10-1

TEL : 092-662-0410 (代表)

E-mail : syougai@keea.or.jp <http://www.keea.or.jp>

【お問い合わせ】

環境部環境保全課 村橋、服部、石岡

TEL : 092-662-0445 (環境保全課)

FAX : 092-662-0624